

ISAP 6 の公開草案の概要と論点

藤澤陽介*

概要

本稿では、国際アクチュアリー会が公表した ERM プログラムに関するモデル実務基準 ISAP 6 の公開草案を紹介するとともに、日本の実務を踏まえた論点整理を行う。

キーワード：ERM、リスク管理、ICP、ISAP、実務基準

1 はじめに

国際アクチュアリー会は、2017 年 10 月 17 日に ISAP 6 の公開草案¹を公表した。本稿では、当該公開草案の概要について紹介したい。

国際アクチュアリー会のプロフェッショナルリズム原則²によると、プロフェッショナルリズムの定義は、「知識と専門技能」「価値と行動」「専門職としての説明責任」という 3 つのハイレベルな原則に基づくものとされる。この「専門職としての説明責任」の要素の 1 つに行動規範がある。そして、行動規範と実務基準の関係を “The code of conduct will also require the actuary to comply with the applicable standards of practice set by actuarial bodies and other stakeholders, including the regulatory

roles of actuaries and any applicable legislation.” と規定している。日本のアクチュアリー会で言うと、the code of conduct はアクチュアリー行動規範、the applicable standards of practice は実務基準、そして実務基準を設定する actuarial bodies は日本アクチュアリー会が対応する。例えば、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」であれば、その第 1 条に『この実務基準は、法第 120 条の規定に従い、生命保険会社において選任された保険計理人が、次条の職務を遂行する場合の実務の標準的な基準を、公益社団法人日本アクチュアリー会が示したものである。』とあるように、これは the regulatory roles of actuaries に該当する実務基準と解される。一方、ERM については、保険計理人と異なり、法令上のアクチュアリー役割は規定されていない。

実務基準の便益については賛否両論が存在する。IAA リスクブックの第 3 章専門職基準では、以下の 3 つの便益を挙げている。

1. 社会的な便益
2. 個々のアクチュアリーに対する便益
3. 規制当局に対して専門職に依拠できることを保証する役割

* スイス再保険会社日本支店 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア ウェストタワー 9 階
email: Yosuke_Fujisawa@swissre.com

¹ 正式名称は Exposure Draft of Proposed International Standard of Actuarial Practice 6 (ISAP6) on Enterprise Risk Management Programs and IAIS Insurance Core Principles

² 文書名は The Principles of Professionalism

一方、新たな実務基準の導入は、それがルールベースの基準である場合、アクチュアリーの実務上の負担を招く可能性がある(河野[2017])。ERMという法令にアクチュアリーの役割が規定されていない業務においては特に、「専門職としての説明責任」と実務上の負荷のバランスを慎重に検討する必要がある。

ISAPs に関する日本語の文献は多くない。異国での議論なので、無関係な立場のアクチュアリーであれば、議論の趨勢を知る機会が少ない。本稿の執筆動機は、そのような読者に対して、ISAP 6 の公開草案の概要を提供するとともに、主要な論点を提示することにある。

本稿の構成は次の通り。第2章で ISAPs を概説する。第3章で ISAP 6 の公開草案の内容を要約した上で、第4章で日本の実務を踏まえた論点整理を行う。なお、ISAP 6 を日本に導入するには、ISAP 1 および ISAP 1 A と実質的整合性のある基準の存在が前提となるが、当該論点については、本稿の範囲を超えるので、ここでは言及しない。

2 ISAPs とは

国際アクチュアリー会は、association of associations と呼ばれるように、各国のアクチュアリー会を会員とする組織である。日本の場合、日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が正会員となっている。

ISAPs とは、国際アクチュアリー会が、会員組織や各国の実務基準設定主体のために“モデル”として作成する実務基準のことである(吉村[2015])。これが、ISAPs がモデル実務基準と呼ばれる所以である。

2012年の ISAP 1 (General Actuarial Practice) の採択を皮切りに、2013年に ISAP 2 (Social Security)、2015年に ISAP 3 (IAS19 Employee Benefits)、2016年に ISAP 1 A (Governance of Models) と ISAP 5 (Insurer Enterprise Risk Models) が採択されている。公開草案が公表された ISAP 6 は2018年の11月の完成を予定している。また、ISAP

6の次には ISAP 4 (IFRS17 Insurance Contracts, 2019年の第4四半期完成) が控えている。

3 ISAP 6 の公開草案の概要

ISAP 6 の公開草案は、序文、イントロダクションから始まり、セクション1「総則」、セクション2「適切な実務」、そしてセクション3「コミュニケーション」が続く。

3.1 序文

「この ISAP はモデルである」。冒頭に記されたこの一文が示すように、ISAPs は、個々のアクチュアリーに対する基準ではなく、実務基準の設定機関にモデルを提供する目的で策定されるものである。

IAA は、実務基準の設定機関に対し、ISAP 6 と実質的整合性 (substantially consistent) のある基準を維持することを推奨している。これは、以下の5つの方法で実現される。

- a. ISAP 6 を採択 (Adoption)
- b. ISAP 6 のカスタマイズ (Customization)
- c. ISAP 6 を支持 (Endorsement)
- d. 既存の基準を修正 (Modification)
- e. 既存の基準を確認 (Confirmation)

ISAP 6 を採択もしくは支持する場合、ISAP 6 は ISAP 1 および ISAP 1 A に依存しているため、既存の基準が ISAP 1 および ISAP 1 A と実質的に整合的していることの確認が不可欠である。

3.2 イントロダクション

金融機関に対する規制は2008年の世界金融危機の後、急激に進化した。高度化した規制の重要な要素にERMプログラムがある。

ERMプログラムには、保険会社のリスクを特定、評価、測定、統制、軽減、モニタリング、コミュニケーションするプロセスが含まれる。各国の保険監督者は、ERMプログラムの重要性を認識するようになった。IAISのICP8およびICP16によると、保険会社の経営陣は、リスク管理の枠組みを構築し、運用する責任を負っているものとされる。

ISAP 6は、ISAP 5（保険会社の統合的なリスクモデル）とも関係している。ERMプログラムにおいて、ストレス・テスト、シナリオ・テスト、その他のモデリングを行う場合、ISAP 5はモデリングに関する有益なガイダンスを提供する。

ISAP 6の目的は以下の3つとされる。

- a. 各国の実務基準のコンバージェンス
- b. ERMに関するアクチュアリアル・サービスの信頼性の向上
- c. IAISの活動を支援するIAAのコミットメントの提示

3.3 セクション1「総則」

総則において重要なポイントは「目的」と「範囲」である。

ISAP 6は、IAISの保険コア・プリンシプル（ICP 8およびICP16）に準拠した規制の範囲内の、ERMプログラム（以下、ERMプログラムと呼ぶ）に関するアクチュアリアル・サービスを提供するアクチュアリーに対するガイダンスを提供することを目的とする。

ISAP 6の範囲は、ERMプログラムの一部もしくは全ての要素の開発、実行、維持またはレビューに対して責任を負う、もしくは重大な関与を伴うアクチュアリアル・サービスとされる。

3.4 セクション2「適切な実務」

このセクションでは、「リスクの特定、評価、管理」、「統合的リスク管理」、そして「ORSA」に責任を負っている、またはかなり関与しているアクチュアリーが考慮すべき要因が列挙されている。

3.4.1 リスクの特定、評価、管理

リスク特定を行うアクチュアリーは、以下の要因を考慮すべきとされる。

- a. リスクを特定するスタッフのスキルの十分性
- b. リスクを特定するプロセスの十分性
- c. ICP 8およびICP16に記載のリスク
- d. リスク発生の時間枠
- e. 保険会社の事業の変化

- f. 複雑な資産や再保険の構造など
- g. リスクの原因と結果を十分に特定したか
- h. リスク管理活動の結果として生じるリスク
- i. 保険会社の文化および報酬が、経営陣とスタッフに与える可能性のある影響

リスク評価を行うアクチュアリーは、以下の要因を考慮すべきとされる。

- a. 定性的評価の妥当性
- b. 大災害、パンデミック・リスク、複雑なアウトソーシング・リスクなど
- c. 統合的なリスク・モデル、ストレス・テスト、シナリオ・テスト、リバース・ストレス・テストの適切性
- d. 統合的なリスク・モデルが、市場整合的な結果を提供する程度
- e. ERMプログラムの基礎となる評価手法の整合性
- f. リスク軽減策の有効性
- g. 経営陣、有識者、専門家、監督者からの適切なインプット

リスク管理の統制、リスク軽減、モニタリング、もしくはリスク・コミュニケーションとレポートを行うアクチュアリーは、以下の要因を考慮すべきとされる。

- a. リスク管理方針、リスク・アペタイト、リスク許容度
- b. 保険会社の財務力とリスク・プロファイルの関係
- c. リスク許容度とリスク・リミットの評価の重大な不一致の程度
- d. 統合的なリスク・モデルが、市場整合的な結果を提供する程度
- e. リスク軽減策の有効性
- f. リスク軽減を行うことをコミットし、実行するための保険会社の文化
- g. 潜在的な将来の不利な環境がリスク軽減の実務の可用性と有効性に与える影響

- h. リスク管理プロセスにおけるフィードバック・ループの存在と有効性

- k. ERM フレームワークが適用される規制要件とガイドラインに準拠する程度
- l. ORSA プロセスの妥当性

3.4.2 統合的リスク管理

統合的なリスク評価を行うアクチュアリーは、以下の要因を考慮すべきとされる。

- a. 保険会社の財務力、リスク・プロファイル、経営管理、保険会社を取り巻く環境
- b. リスク管理プロセスが、リスク・アペタイト、リスク許容度、リスク・リミットに基づいて、適切に保険会社の目的および戦略に適合しているか否か
- c. 保険会社の資産と負債に関連するリスクの相互依存性
- d. オフバランスとなっているエクスポージャー
- e. 分散化の便益

保険会社のERMフレームワークの構築、実行、維持、もしくはレビューを行うアクチュアリーは、以下の要因を考慮すべきとされる。

- a. リスク・アペタイトおよびリスク・プロファイルの評価、設定、モニタリング、レビューにおける取締役会の関与
- b. 保険会社のリスク管理のリソースと能力の妥当性
- c. フレームワークに反映された独立性、チャレンジ、モニタリングの質、程度、有効性
- d. 直近のレビューの程度と結果、統制の有効性の監査、および調査結果に対する経営陣の対応
- e. 利益相反の管理
- f. リスク管理とリスク評価が保険会社の意思決定の実務に使われている程度
- g. リスク・コミュニケーション、チャネルの有効性
- h. ERM フレームワークの運用に関連する事故および違反の報告、対応の有効性と適時性
- i. 方針、プロセス、メカニズムに関連する主要なERMフレームワークの運用品質と有効性
- j. ERM フレームワークが保険会社とその環境変化に対応する程度

保険会社がグループの一員である場合、アクチュアリーは以下の要因を考慮すべきとされる。

- a. 資本の代替性
- b. 保険会社の資本とソルベンシーおよび事業継続能力に影響を与える可能性のあるグループ構造の潜在的な変化
- c. グループ構造の変化と他のグループ・メンバーから受け取るサポートを考慮したストレス・テストおよびリバーシブル・ストレス・テスト
- d. 保険会社がより大きなグループの一部である場合の前提の適切性
- e. グループ管理によるリスク管理統制と許容リミット
- f. 管轄区域間の法的規制要件の違い
- g. 保険会社の資本とソルベンシーに影響を与える可能性のある同一グループ内の他のメンバーの不利な状況が伝播する影響

3.4.3 ORSA

ORSAの開発、実行、維持、そしてレビューを行うアクチュアリーは、以下の要因を考慮すべきとされる。

- a. 考慮する期間
- b. 定性的および定量的リスク評価とORSAプロセスで使用される財務的な予測が、その意図された目的に適しているか否か
- c. 前回のORSA以降の保険会社のリスク・プロファイルとリスク・アペタイトの変化
- d. 経済環境の予期される変化と予期されない変化に関する前提
- e. 新規事業やランオフ
- f. 将来の経営アクションや財務的なストレス時の新しい資本へのアクセスなど
- g. 経済資本と規制資本の違い
- h. 保険会社の資本財源の質と十分性
- i. ストレス・テスト、シナリオ・テスト、リバー

- ス・ストレス・テストの損害額の水準
- j. 不定期的な ORSA が必要となる可能性のある状況

3.5 セクション3「コミュニケーション」

まず、ISAP 1 および ISAP 1 A のコミュニケーションの遵守が必要であり、その項目は以下の通りである³。

3.5.1 一般的な原則

あらゆるコミュニケーションは、状況にあわせて適切なものであるべきであり、利用者がコミュニケーションの意味を理解できるように、利用者のスキル、理解力、専門性のレベルを考慮すべきであるとされる。

- a. 形式と内容
- b. 明確さ
- c. コミュニケーションのタイミング
- d. アクチュアリー自身と所属会社の表明

3.5.2 レポート

レポートには以下の内容を含めるべきとされる。

- a. レポートの範囲と利用目的
- b. アクチュアリアル・サービスの結果
- c. 手法、前提、データなど
- d. 配布に関する制約
- e. レポートの日付
- f. レポートの作成者

レポートにおいて、該当する場合は以下の情報も表明すべきであるとされる。

- a. ISAP 1 からの重大な逸脱
- b. アクチュアリーが責任を放棄する、他者が用意した情報への依存
- c. データの検証、修正、欠陥
- d. 前提や手法における安全割増
- e. 使用した前提に関する重要な不整合性

- f. アクチュアリーが支持していない他者が規定した前提と手法
- g. 法令などで強制された前提と手法
- h. モデルの限界と不確実性
- i. モデルで想定される経営行動と反応
- j. 重要な後発事象

レポートに記載すべき作成者の情報は以下の通り。

- a. アクチュアリーの名前
- b. 組織を代表する場合、組織名とアクチュアリーの役職
- c. アクチュアリーの立場
- d. アクチュアリーの資格
- e. 従っている行動規範と実務基準
- f. 証明と依存（該当する場合）

合理的な期間内において、レポートは再作成できるようにすべきである。また、レポートの内容は、規制や会計などの制約を受けるかもしれない。アクチュアリーは、このような制約の中で、合理的に可能な範囲で ISAP に従うべきであるとされる。

ISAP 1 および ISAP 1 A のコミュニケーションの遵守に加え、ISAP 6 特有の項目も存在する。

- a. ICP 8 および ICP 16 に準拠した規制によって要求されるリスク管理の要素が適切でない場合
- b. リスク・エクスポージャーが、十分に特定または定量化できない場合
- c. 選択した前提やリスクシナリオが、過去の経験、既知および予想される将来の変化、または合理的に予見可能な潜在的な極端な事象よりも著しく小さい結果または低い発生頻度をもたらす場合
- d. 保険会社の財務力とリスク・プロファイルおよびリスク管理システムの間で重大な不一致が存在する場合

³ 2017年6月に ISAP 1 と ISAP 1 A の統合に関する公開草案が発出されており、ここで列挙した項目は、当該公開草案に基づく。

4 論点整理

セクション1「総則」における主要な論点は範囲の問題である。ICP8.6で、監督者は、保険数理機能（技術的準備金、保険料とプライシング業務、資本十分性、再保険、法規制上の関連要件の遵守）を具備するよう保険会社に要請している。このことから、これらの伝統的業務もERMプログラムの一つの要素であると考えられる。一方、ISAP6の「総則」で、ISAP6の範囲を、ICP8およびICP16に準拠した規制の範囲内のERMプログラムの一部もしくは全ての要素の開発、実行、維持またはレビューに対して責任を負う、もしくは重大な関与を伴うアクチュアリアル・サービスとしている。アクチュアリーの伝統的業務もERMプログラムの一部であるという立場をとった場合、決算や商品開発に対して責任を負う、もしくは重大な関与を伴うアクチュアリーもISAP6の適用範囲となる。日本への導入を見据えた場合、この論点をどのように整理するのが一つのポイントとなる。

例えば、米国のアクチュアリー基準審議会が2012年に採択したアクチュアリー実務基準 No.46「ERMにおけるリスク評価」の「1.2 範囲」には、「本基準はアクチュアリーがERMを目的としないリスク評価に関する専門的な職務を遂行するには適用されない。ERM以外の目的で実施されるリスク評価に関する専門的な職務の例としては、保険商品のプライシング、保険会社及び年金基金の負債評価などがある」と、伝統的なアクチュアリー業務をERMから除外している。米国は、既にERMに関する実務基準を策定していることから、原案のISAP6がIAAで採択された後、既存の実務基準を修正（Modification）もしくは確認（Confirmation）することで、ISAP6と実質的に整合的な実務基準を導入することになると想定される。この際、ERMプログラムの範囲を限定することが許容されるのか否かが重要な論点となる。

セクション2「適切な実務」では、リスクの特定・評価・管理、統合的リスク管理、ORSAに関与するアクチュアリーが考慮すべき要素が列挙されているが、1) これらはリスクの性質、規模、複雑性に応じて考慮すべき要素（所謂、比例性の原則）であり、

2) 限定列挙ではなく、3) すべて「should」を用いて記載されていることから、各社のリスクの特性に応じた調整が可能なものと考えられる。ここで、3点目の「should」の解釈については、ISAP1に規定されている。強制的な行動を求める「must」とは異なり、「should」は、アクチュアリーが規定された行動に従うことが期待されているものであり、従わない場合は、アクチュアリーは、その事実を開示し、その正当性を示すべきであるとされている。今後のICPや保険会社向けの監督指針の改定状況や日本のERM実務を踏まえ、セクション2に列挙された項目の十分性を吟味する必要があるだろう。

最後に、セクション3「コミュニケーション」における論点は、冒頭の実務基準の便益で述べた実務上の負荷である。列挙された項目を見る限り、何れも積極的に削除すべき要素は存在しない。例えば、コンサルティング・アクチュアリーであれば、依頼者に対し、これらの要素を開示することは、適切なアクチュアリアル・サービスであると考えられる。一方、保険会社の中で働くアクチュアリーを想定すると、ERMプログラムに責任を負う、もしくは重大な関与を伴うアクチュアリアル・サービスを提供する場面としては、どのようなケースが考えられるであろうか。例えば、取締役会や経営会議にアクチュアリーがERM関連の報告を行う場合、これをERMプログラムに責任を負うケースと考えることは妥当であろう。同様に、ERM委員会への報告も、重大な関与を伴うケースと考えられる。さらに、ORSAレポートへのサインオフも同様である。このように会社の中での位置付けが規定化された会議や、法令上求められる書類がある場合、ISAP6と実質的整合的な実務基準が適用される場面の想像は困難ではない。しかしながら、これを日々のコミュニケーションのレベルにまで適用するのは実務上困難であろう。したがって、どのレベルのコミュニケーションを対象にすべきなのかという論点が存在する。

5 おわりに

本稿ではISAP6の概要を説明するとともに、今後

解決すべきと思われる論点を提示した。これらは主要な論点であり、網羅的なものではない。また、本稿は公開草案の内容に基づくものであり、意見募集の結果、内容が修正され新たな論点が生まれる可能性もある。本稿における日本語訳の誤りや解釈の誤解は、全て筆者の知識不足によるものである。

本稿を通じて、ISAP 6 の理解を拡充するとともに、今後日本で想定される ISAPs に関する議論の一助となれば幸いである。

参考文献

- 公益社団法人日本アクチュアリー会, 「生命保険会社の保険計理人の実務基準」.
- 河野年洋[2017], 「IAA におけるモデル実務基準 (ISAPs) の議論の状況」, 公益社団法人日本アクチュアリー会.
- 吉村雅明[2015], 「IAA におけるプロフェッショナルリズムの取組み」, 公益社団法人日本アクチュアリー会.
- Actuarial Standards Board, "ASOP No. 46 - Risk Evaluation in Enterprise Risk Management".
- IAA, "International Standards of Actuarial Practice (ISAPs) ISAP 6 - Enterprise Risk Management Programs and IAIS Insurance Core Principles".
- IAA, "International Standards of Actuarial Practice", http://www.actuaries.org/index.cfm?lang=EN&DSP=PUBLICATIONS&ACT=STANDARDS_ISAP (平成 30 年 2 月 25 日).
- IAA, "The Principles of Professionalism".
- IAA, "IAA Risk Book".
- IAIS, Insurance Core Principles.